

定 款

兵庫県麺類食堂業生活衛生同業組合

電話 (078) 203-2290 番

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この組合は、麺類食堂業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、自主的活動を促進するとともに、過度の競争がある等の場合における料金等の規制、営業の振興の計画的推進等の措置を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この組合は、兵庫県麺類食堂業生活衛生同業組合と称する。

(地 区)

第 3 条 この組合の地区は兵庫県の区域とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この組合は事務所を神戸市内に置く。

2. この組合は神戸市（中部）、西宮市（東部）、姫路市（西部）に支部を置き、必要なる地に支部及び支所を置くことができる。支部及び支所に関する規約は別に之を定める。

(公告の方法)

第 5 条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ必要ある時は兵庫県めんいニュースに掲載する。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 6 条 この組合は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 麺類食堂業における過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され、若しくは阻害されるおそれがあり、又は組合員の営業の健全な経営が阻害され、若しくは阻害されるおそれがある場合における料金又は販売価格の制限。
2. 前号に掲げる事態が存する場合における営業方法の制限。
3. 第 1 号に掲げる事態が存する場合における配置の基準の制定。
4. 組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導。
5. 組合員の営業に関する食品等の規格又は基準に関する検査。
6. 組合員の営業に関する共同施設。
7. 組合員に対する構造設備又は営業施設の整備改善及び経営の健全化のための資金の斡旋（斡旋に代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む）。
8. 組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成に関する施設。
9. 組合員の福利厚生に関する事業。

10. 組合員の共済に関する事業。

11. 組合員の営業に係る老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業についての組合員に対する指導その他の当該事業の実施に資する事業。

12. 前各号の事業に附帯する事業。

第 3 章 組 合 員

(組 合 員)

第 7 条 この組合の組合員となる資格を有する者は、組合の地区内に於て麺類食堂業を経営するものとする。

(加 入)

第 8 条 この組合に加入しようとする者は支部又は支所を通じ加入申込書を提出しなければならない。

2. 加入申込書を受けた時は支部又は支所役員会で、その加入を承認するかどうかを決定して、支部又は支所長が届出組合員名簿に記載する。

3. 加入金の額は総代会で定める。

(加入者の出資の払込)

第 9 条 第 8 条第 2 項の承認を得た者は、遅滞なくその引き受けようとする出資の金額の払込をしなければならない。ただし、持分の一部を承継することにより加入するときはこの限りでない。

(相 続 加 入)

第 10 条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の一人が相続開始後 60 日以内に入会の申し出をした時は前 2 条の規定にかかわらず、相続開始の時に、組合員になったものとみなす。

2. 前項の規定により加入の申し出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(脱 退)

第 11 条 組合員は次の事由があるときは脱退するものとする。

1. 組合員たる資格の喪失

2. 死亡又は解散

3. 除 名

2. 組合員に前項第 1 号及び第 2 号の事由が生じた時は、遅滞なく届け出るものとする。

3. 第 1 項に定める事由によることなく自由脱退しようとする組合員は、あらかじめこの組合に通知した上、事業年度の終りに於て脱退することができる。

4. 前項の通知は毎事業年度の定日の 2 ヶ月前迄に書面でしなければならない。

(除 名)

第 12 条 次の各号の一に該当する組合員を総代会の議決によって除名することができる。この場合に於て、この組合はその総代会の会日の一週間前迄に当該組合員に対し、そ

の旨を通知し、総代会に於て弁明する機会を与えなければならない。

1. 適正化規程に違反した組合員
2. 出資の払込、経費の支払その他この組合に対する義務を怠った組合員
3. 組合の事業を妨げ又は妨げようとする行為をした組合員
4. 組合の秩序を乱す行為をした組合員
5. 組合の事業の利用につき不正行為をした組合員
6. 法令に違反しその他組合の信用を失わせるような行為のあった組合員
7. 1年以上に亘り経費の支払その他組合に対する義務を怠った組合員

(違反)

第13条 組合員は適正化規程が定められた時はこれに従わなければならない。

2. 適正化規程に違反した組合員は、理事会の議決があった時は、理事会の定める所により過怠金を納めなければならない。
3. 過怠金の最高額は総代会で定める。

(届義事項)

第14条 組合員は、その氏名、名称又は営業を行う場所を変更した時は一週間以内にその旨をこの組合に届出なければならない。

第4章 出資及持分

(出資の引受)

第15条 組合員は出資一口以上を有しなければならない。

(出資一口の金額)

第16条 出資一口の金額は、金百円とする。

(組合員の責任)

第17条 出資組合の組合員の責任は、第63条の規定による経費の負担の外、その出資額を限度とする。

(出資の払込)

第18条 出資は一時にその金額を払込まなければならない。

2. 組合員は出資の払込について、相殺を以て出資組合に対抗する事ができない。

(持分)

第19条 組合員の持分は、組合の正味財産について、その出資口数に応じて算定する。

2. 持分の算定に当っては、その基礎となる金額で計算上不便な端数は切り捨てるものとする。
3. 組合員は持分を共有する事ができない。

(脱退者の持分の払戻し)

第20条 この組合の組合員が脱退した時はその持分の金額を払戻しするものとする。

2. 前項の持分は脱退した事業年度の終りに於ける組合の財産によって定める。
3. 前項の持分を計算するに当り、組合の財産を以てその債務を完済するに足りない時

は、脱退した組合員に対し、定款の定める所に依りその負担に帰すべき損失額の払込を請求する事ができる。

4. 前項の金額については理事会の議決による。
5. 脱退が除名による時は前項にかかわらず半額以上とする。

(払戻しの停止)

第21条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済する迄は、その持分の払戻しを停止する事ができる。

(時効)

第22条 第20条による請求権は、脱退の日から2年間行わない時は、時効によって消滅する。

(出資口数の最高限度)

第23条 出資口数を増加する時は毎事業年度末に於てできる。

ただし、一組合員の有する出資口数は、組合員の総出資口数の四分の一をこえてはならない。

(出資口数の減少)

第24条 組合員は次の各号の一に該当する時は毎事業年度末に於てその出資口数を減少すべき事を請求する事ができる。

1. 営業を休止した時
 2. 営業の一部を廃止した時
 3. その他やむを得ない理由であると認めた時
2. 組合は前項の請求があった時は理事会に於てその諾否を議決する。

(持分の譲渡)

第25条 組合員は組合の承認を受けなければその持分を譲渡できない。

2. 組合員でないものが持分を譲り受けようとする時は加入の例によらなければならない。
3. 持分の譲受人は、その持分について譲渡人の権利義務を承継する。

第5章 総 会

(総 会)

第26条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第27条 総会は第30条の規定に依り組合員が招集する場合を除いて、理事長が招集し、その議長となる。

(通常総会招集の時期)

第28条 通常総会は、毎事業年度経過後、2ヶ月以内に招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第29条 臨時総会は、必要に応じ理事会の議決により、何時でも招集する事ができる。

2. 組合員が総組合員の五分之一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求したときは、理事会はその請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集する事を決しなければならない。

(組合員による総会の招集)

第30条 前条第2項の規定により臨時総会の招集を請求した組合員は、その請求した日から10日以内に理事長が総会の招集の手続をしない時は県知事の承認を得て、臨時総会を招集することができる。

この場合に於ける議長は、その臨時総会に於て選任するものとする。

(総会招集の手続)

第31条 総会の招集は、会日の一週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合員名簿に記載してある組合員の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知した時はその場所)又は所属する支所又は支所役員にあてて送付して行うものとする。

第32条 総会は延期又は続行の決議をすることができる。

(総会の議決事項)

第33条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 解 散
2. 総代の選挙又は選任(補欠の総代の選任の場合を除く)
3. 非出資組合への移行に関する定款の変更
4. 振興計画の作成及び実施
5. その他理事会に於て必要と認めた事項

(総会の議事)

第34条 総会は総組合員の三分之一以上の出席がなければ議決できない。

この場合代理人によって議決権を行使する組合員は出席したものとみなす。

2. 総会の議事は、出席者の議決権の過半数で決する。ただし次に掲げる事項については総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

1. 解 散

3. 総会に於ては、出席した組合員の三分の二以上の同意を得た時に限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし前項第1号に掲げる事項については、議決することができない。

(議 事 録)

第35条 総会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席理事が署名するものとする。

(議決権及び選挙権)

第36条 組合員は総会に於て、おのおの一箇でかつ平等の議決権及び選挙権を有する。

2. 組合員は代理人を以て、第31条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき

議決権又は選挙権を行うことができる。

ただし、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3. 代理人は10人以上の組合員を代理することができない。
4. 代理人は代理権を証する書面をこの組合に差し出さなければならない。

第 6 章 総 代 会

(総代会)

第37条 この組合は総会に代るべき総代会を設ける。

2. 総代の定数は60名以上とし、当該地区に於ける組合員増加数に応じて総代も増やすことができる。
3. 総代は、当該地区における当該組合員より選出した者について総会に於て選任する。
4. 総代の任期は2年とする。ただし補欠の総代の任期は前任者の残任期間とする。
5. 総代会は通常総代会及臨時総代会とする。
6. 総代会については、この定款に定めるほかは総会に関する規定を準用する。

(総代の欠員補充)

第38条 総代の欠員の補充は、その定数の五分の一以上の欠員を生じたとき、又は理事会に於て必要と認めた場合に行う。

(総代会の招集)

第39条 総代会は第30条の規定を準用し総代が招集する場合を除いて理事長が招集しその議長となる。

第40条 通常総代会は理事会の議決により、毎事業年度経過後2ヶ月以内に招集しなければならない。ただし通常総会を招集する年度はこの限りでない。

第41条 臨時総代会は必要に応じ、理事会の議決によりいつでも招集することができる。

(総代会の議決事項)

第42条 次に掲げる事項は総代会の議決を経なければならない。

1. 定款の変更
2. 毎事業年度の事業報告書及び収支決算書の承認
3. 毎事業年度の事業計画の設定又は変更及び収支予算案
4. 組合員に対する組合員の賦課金及徴収方法
5. 適正化規程の設定、変更又は廃止
6. 補欠総代の選任
7. 除名
8. 振興計画の作成及び実施
9. 法又は定款で別に定めた事項
10. その他理事会に於て必要と認めた事項

(総代会の議事)

- 第43条 総代会は総代総数の三分の一以上の出席がなければ議事を開いて議決することができない。この場合代理人によって議決権を行使する総代は出席したものとみなす。
2. 総代会の議事は、出席者の議決権の過半数で決する。ただし次に掲げる事項については総代総数の半数以上が出席しその議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
 1. 定款の変更
 2. 適正化規程の設定又は変更
 3. 組合員の除名
 4. 第61条第2項の申出
 3. 総代会においては出席した総代の三分の二以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし前項各号に掲げる事項については議決することができない。
 4. 総代会の議決について特別の利害関係のあるものは、議決権を行使することができない。この場合において行使することができない議決権の数は出席者の議決権の数に算入しない。

(総代の議決権及び選挙権)

- 第44条 総代は代理人をもって、あらかじめ通知のあった事項につき議決権又は選挙権を行うことができる。ただし他の組合員でなければ代理人となることができない。
2. 代理人は2人以上の総代を代理することができない。
 3. 代理人は代理権を証する書面をこの組合に差し出されなければならない。

第7章 役員顧問相談役及職員

(役員)

- 第45条 此の組合に次に掲げる役員を置く。
1. 理事 40名以内
 2. 監事 3名以内
2. 役員は総代会に於て選挙する。
 3. 理事の定数の少くも三分の二は組合員たる法人の役員でなければならない。
 4. 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえる者が欠けたときは、3ヶ月以内に補充しなければならない。

(任期)

- 第46条 役員は任期は2年とする。ただし補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
2. 役員は任期満了した場合に於ても、後任者が就任する迄は、尚従前の職務を行うものとする。

(理事)

第47条 理事は理事会を組織して業務の執行に当る。

(理事長、副理事長、専務理事、常務理事)

第48条 理事のうち理事長1名、副理事長若干名、専務理事1名、常務理事若干名を理事の互選により決定する。

2. 理事長はこの組合を代表し、組合の業務を総理する。
3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、あらかじめ理事長の指名する副理事長がその職務を代行する。
4. 専務理事は専ら業務を処理し、理事長、副理事長共に事故ある時はその職務を代行する。
5. 常務理事は常時業務を掌理する。

(監 事)

第49条 監事は会計の監査を行う。

2. 監事のうち1名を常任監事とし、監事の互選により定める。
3. 監事はこの組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

(役員選挙又は選任)

第50条 役員選挙は総代会において、原則として組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員の中から選挙する。

2. 役員選挙は無記名投票によって行う。
3. 有効投票多数を得たる者を当選人とする。
4. 得票数が同じであるときはくじで当選人をきめる。
5. 総代会で出席者の過半数の同意のあった場合は前項の規定に拘らず役員を選任することができる。
6. 各支部又は支所に於て組合員数に応じて理事を選出し総代会に於て過半数の同意のあった場合選任することができる。

(役員報酬)

第51条 役員報酬は総代会に於て定める。

(役員解任)

第52条 組合員は総組合員の五分之一以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事に提出して役員解任を請求することができる。

2. 前項の規定による解任の請求は理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。只し法令又はこの定款に違反したことを理由として解任を請求するときはこの限りでない。
3. 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事はその請求を総代会の議に付し、かつ総会の会日から1週間前迄にその請求に係る役員に第1項の書面を送付し、かつ総会に於て弁明する機会を与えなければならない。
4. 第1項の規定による解任の請求について総代会に於て過半数の同意があったときはその請求に係る相談役、参与、役員は、その職を失うものとする。

(顧問、相談役、参与)

第53条 この組合に、顧問、相談役並に参与若干名を置くことができる。

2. 顧問、相談役、参与は学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
3. 顧問、相談役、参与は理事長の諮問に応じ業務について意見を述べることができる。

(職員)

第54条 この組合に職員を置く。

2. 職員は理事長が任免しその命を受けて庶務に従事する。
3. 職員の給与は理事会に於て定める。

第8章 理事会

(理事会の招集)

第55条 理事会は必要に応じ理事長が招集しその議長となる。

2. 理事会の招集は会日の1週間前迄に会議の目的たる事項、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。

(理事会の議決事項)

第56条 理事会に於ては次に掲げる事項について議決する。

1. 総会、総代会の招集及これに提出する議案
2. 業務運営の具体的方針の決定
3. 業務執行に関する事項で理事会に於て必要と認めた事項
4. その他此の定款で別に定めた事項

(理事会の議事)

第57条 理事会の議事は理事の過半数が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは議長が可否を決する。

2. 理事会に出席することのできない理事はあらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について書面により理事会の議決に加わることができる。
3. 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第58条 理事会の議事録について第35条の規定を準用する。

第9章 事業年度

(事業年度)

第59条 この組合の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。只し組合が設立された年の事業年度は設立の日に始まる。

第10章 業務の執行及び会計

(定款その他書類の備付及び閲覧)

第60条 理事は定款、適正化規程、総会並びに理事会の議事録及び組合員名簿を組合事務所に備えて置かなければならない。

2. 前項の組合員名簿には次の事項を記載しなければならない。
 1. 氏名又は名称及住所
 2. 加入の年月日
3. 組合員及びこの組合の債権者は何時でも理事に対し第1項の書類の閲覧を求めることができる。

この場合には理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第61条 理事は通常総代会の会日の1週間前迄に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を監事に提出し、かつこれらの書類を組合事務所に備えておかなければならない。

2. 理事は監事の意見を添えて前項の書類を通常総代会に提出しその承認を求めなければならない。
3. 組合員及びこの組合の債権者は何時でも理事に対し第1項の書類の閲覧を求めることができる。

この場合正当な理由がないのに拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第62条 組合員は総組合員の十分の一以上の同意を得て何時でも理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。

この場合には理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(経費の支弁)

第63条 この組合の経費は次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

1. 出 資
2. 組合費
3. 加入金
4. 手数料、使用料収入
5. その他の収入

(組 合 費)

第64条 この組合は組合員に対し組合費を賦課する。

2. 前項の組合費の賦課額及び徴収の方法は総代会に於て定める。

(使 用 料)

第65条 この組合は第6条の共同施設を利用した組合員に対し、使用料を課することができる。

2. 前項の使用料の額及び徴収の方法は総代会に於て定める。

(手 数 料)

第66条 この組合は組合員にかわって当該組合員の利益のためになした行為に対して手数料を課することができる。

2. 前項の手数料の額及び徴収方法は総代会に於て定める。

(延 滞 金)

第67条 この組合は組合員が過怠金、組合費、使用料、手数料、払い込むべき出資金、その他この組合に対する債務を履行しないときは履行の期限の到来した日の翌日から履行の日迄日歩4銭の割合で延滞金を徴収することができる。

(貸付金、保証金額の限度)

第68条 1組合員に対する貸付金及び、1組合員のためにする保証金額の最高限度は総代会の議決を経なければならない。

(法定準備金)

第69条 この組合は出資総額に相当する金額に達する迄毎事業年度の剰余金の十分の一以上を法第49条の四第1項の準備金として積み立てるものとする。

2. 加入金、過怠金及び第20条第5項の規定により払い戻しをしない金額は準備金に繰り入れるものとする。

(特別積立金)

第70条 この組合は毎事業年度の剰余金の十分の一以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2. 前項の特別積立金は、損失のてん補に充てるものとする。只し総代会の議決により、臨時緊急の費用に充当することができる。

(剰余金及び繰越金)

第71条 一事業年度に於ける総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを剰余金とし第69条の規定による準備金、前条の規定による特別積立金及び納税引当金を控除して尚剰余があるときは総代会の議決によりこれを組合員に配当し又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(剰余金の配当)

第72条 剰余金の配当は総代会の議決を経て年1割の範囲内に於て毎事業年度末に於る組合員の出資額に応じて尚剰余がある時は、組合員がその事業年度に於てこの組合に支払った使用料又は手数料額その他この組合の事業を利用した分量に応じてする。

(損失金の処理)

第73条 損失金のてん補は、第70条の特別積立金により行い、尚不足のある時は第69条の準備金により行うものとする。

(職員退職給与引当金)

第74条 この組合に毎事業年度末に於て職員退職給与引当金として職員給与総額の十二分の一以上を計上する。

第 11 章 共済事業及経理

(共済事業)

第 75 条 共済事業を行うたあには共済事業規約及び共済事業に同意した組合員の名簿を作るものとする。

2. 共済事業規約は総会に於て別に定める。

(共済事業規約)

第 76 条 共済事業規約には次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 共済の種類
2. 掛金及共済金に関する事項
3. 共済基金に関する事項
4. 共済事業に要する経費に関する事項
5. 共済に関する組合員の権利、義務に関する事項
6. 共済事業の会計に関する事項
7. その他必要な事項

(経費の区分)

第 77 条 この組合は共済事業に係る会計（以下「共済事業特別会計」と云う）を他の事業に係る会計と区分して経理するものとする。

(支払備金又は責任準備金)

第 78 条 この組合は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の定めるところにより、毎事業年度末に於いて支払準備金及び責任準備金を積み立てるものとする。

(財産の運用方法)

第 79 条 この組合は共済事業特別会計に属する財産の運用を次の方法による外、これを行わない。

1. 銀行、相互銀行、信託会社、商工組合中央金庫への預金、貯金又は金銭信託
2. 郵便貯金
3. 国債、特別の法律により法人の発行する債券（政府保証のあるものに限る）又は日本銀行出資証券の取得

(共済事業特別会計に係る剰余金の配当)

第 80 条 第 72 条の規定により行う剰余金の配当のうち共済事業の利用分量の割合に応ずる配当は、共済契約者のその事業年度中における払込共済掛金とその事業年度中に給付を受けた共済金、戻戻金その他給付金の合計額をこえる場合に於ては配当金の総額とそのこえる金額の割合に応じて行うものとする。

(共済金の削減又は共済金の追徴)

第 81 条 この組合は共済事業特別会計に係る毎事業年度の損失金を特別積立金及び準備金をもっててん補することができないときは、総代会の議決を経て共済金の削減又は

共済掛金の追徴をすることができる。

(共済事業特別会計に係る損失金の処理)

第82条 共済事業特別会計に係る損失を第73条に定めるところによって、てん補できないときはこれを共済金の削減又は共済掛金の追徴の順序で処分する。

第12章 解 散

(解 散)

第83条 この組合は次に掲げる理由によって解散する。

1. 総会の決議
 2. 破 産
 3. 県知事の解散命令
2. 前項第1号の総会の決議は県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
3. この組合が解散したときは、破産による場合を除いては理事が清算人となる。只し総会に於て他人を選任したときはこの限りでない。

第13章 雑 則

(施行規則)

第84条 この定款に定めるものの外、業務の執行及び会計その他この定款の施行に関し必要な事項は理事会で定める。

(施行期日)

第85条 この定款は設立認可の日より施行する。

只しこの定款の変更部分は、この組合が出資組合へ移行の登記完了した日から施行する。

(経過規定)

第86条 この定款の変更の認可書が到達した日に、現にこの組合の組合員である者はその認可書の到達した日から1ヶ月以内に出資の払込を完了しなければならない。

1. この定款の変更による出資組合への移行する場合におけるこの組合の事業年度は、第59条の規定にかかわらず次の通り区分する。
 1. 期首4月1日から出資組合へ移行の登記完了の日迄
 2. 出資組合へ移行の登記完了の翌日から期末3月31日迄

(施行期日)

第87条 この定款の改正は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第二条(名称)の改正については、平成十三年一月六日から施行する。